

一般社団法人 神奈川県断酒連合会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人神奈川県断酒連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市港南区芹が谷2丁目5番2号に置く。

2 この法人は、理事会の議決によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、酒害に関する社会啓発と地域の断酒組織の結成を促す等の事業を行い、酒害の及ぼす社会悪の防止と広く社会福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 酒害の啓発
- (2) 酒害に関する調査及び研究並びに資料の頒布
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) 地域断酒組織の結成促進
- (5) 断酒活動の指導者の育成
- (6) 酒害相談
- (7) 酒害啓発のための市民公開セミナー、研修会の開催
- (8) 機関紙・機関誌・酒害啓発冊子の発行
- (9) その他この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 前項の正会員は、断酒を実行する者又は断酒運動に熱意のある者で、かつ、この法人が承認した、神奈川県を区域とした断酒会の会員のうち、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者とする。

3 第1項の賛助会員は、この法人の事業を賛助するために入会した者とする。

4 すべての正会員は、第11条に定める代議員選挙に立候補することができる。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める入会届により申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、正会員は、代議員をもって構成する社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正会員が、第7条の支払い義務を6カ月以上履行しなかったとき。
- (2) 総代議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡したとき。

(代議員の選出)

第11条 この法人は、正会員4人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。ただし、端数の取扱いについては別途理事会で定めるところによる。

- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会で別に定める。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了時までとする。ただし、代議員が社員総会の決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。

- 6 この法人は、補欠の代議員を選任しない。
- 7 この法人の代議員は、理事会において別に定める辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。
- 8 前項のほか、代議員は、第8条、第9条又は第10条の規定により会員資格を喪失した場合には、代議員の資格を失う。
- 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (4) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 10 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第4章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

（権限）

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告の承認
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 会費の徴収方法
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において代議員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決)

第19条 社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面で表決することができる。この場合は前条の規定の適用について出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及びその会議で選任された議事録署名人2人が記名押印のうえ、これを5年間主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員等

(役員設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上20名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表して、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 会長及び副会長の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。

5 会長及び副会長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(2) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制）の整備（種類及び開催）

第30条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に、3ヶ月に1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第24条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

3 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

4 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を招集することができる。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たるものとする。

(理事会の定足数等)

第33条 理事会は、理事の過半数の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 前条の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長、副会長及び監事が記名押印のうえ、これを5年間主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 資産及び会計

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。また、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の名簿のうち、個人の住所については、一般の閲覧に供しないものとする。

4 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第37条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び社員総会において、理事及び総代議員の各々の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行なうことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、社員総会の決議を経なければ変更することができない。

2 前項に掲げる社員総会の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

(解散)

第41条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理する目的で事務局を置く。

2 事務局に事務局長と、必要に応じて事務局次長、職員若干名を置き、事務局長及び事務局次長については、理事会の承認を経て、会長が任免する。

3 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が定める。

第11章 その他

(補則)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成25年10月1日）から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この定款の施行後、最初の代議員は、第11条と同じ方法であらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
- 4 この法人の最初の会長は金森忠一とする。

施行細則

(入会の申込)

第1条 定款第6条の規定に基づき、この法人の会員になろうとする者は、次の事項を内容とした入会届を提出しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話（FAX）番号
- (2) 会費請求書及び資料の送付先
- (3) 個人情報公開についての同意・不同意の確認。機関紙等での公表とその範囲

2 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。前項の入会届に記載した主要事項に変更があった場合は速やかに変更届を提出する。

3 会員名簿に登録された個人情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第2条 この法人の正会員は、定款第7条に定める会費として、下記の金額を納付するものとする。

正会員1名 年額 1,800円

(退会)

第3条 定款第8条の規定に基づき、会員は次の事項を主たる内容とした退会届を提出することで、任意に退会することができる。

- (1) 氏名、生年月日、性別、自宅住所、電話（FAX）番号
- (2) 退会事由

2 定款第9条及び第10条の定めにより、任意退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、任意退会の場合と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前2項により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

(会費の納付方法)

第4条 会費については、各断酒会が取りまとめ、この法人の本部会計へ納付するものとする。各会内部の徴収方法は各会に一任する。

(理事)

第5条 定款第21条の理事は、定款第11条の代議員数その他を考慮して人員を定める。(12名以上20名以内)

(理事補欠)

第6条 理事に欠員が生じたときは、社員総会を招集し、速やかに補欠の理事を選任しなければならない。選任された理事の任期は前任の理事の任期の終了時までとする。

(代議員の選出)

第7条 定款第11条の規定に基づき、各断酒会は、当該断酒会に所属する正会員4人の中から1人の割合をもって代議員を選出する。

2 代議員選出方法は、各断酒会の正会員数に応じた各会の定数の推薦立候補者及び単独立候補者に対し、当該会の正会員による立候補者に対する個別の信任投票にて決定する。

3 定款第11条第1項の端数の取扱いについては小数点以下を切り上げるものとする。

4 選挙は、代議員の任期が終了する事業年度の3月1日に各断酒会の所属する正会員に告示し、20日以内に実施するものとする。

5 各断酒会は、選挙終了後、3月31日までに新たに選任された代議員の名簿を理事会に提出しなければならない。

(役員その他の年齢制限)

第8条 定款第21条の役員及び定款第44条の事務局長は満75歳を越えて選出・再任されない。

2 ただし、役員については、理事会の議を経て、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までを限度として、満75歳を越えて選出・再任されることがある。

(事務局員の任期)

第9条 定款第44条の事務局員（事務局長・事務局次長を含む）の任期は、定款第21条の役員に準ずる。

(断酒会の承認)

第10条 定款第5条第2項に規定するこの法人が承認した神奈川県を区域とした断酒会とは、原則として、神奈川県内の市町村の区域を活動の範囲とする断酒会であって、別に定める承認申請書に、同一区域のこの法人の役員の推薦状を添付して理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

附 則

(1) この施行細則は、一般社団法人神奈川県断酒連合会の設立の登記の日（平成25年10月1日）より施行する。